

東三河広域連合監査公表第 1 号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第292条において準用する同法第199条第14項の規定に基づき、定例監査の監査結果に基づく措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表します。

令和 7 年 8 月 25 日

東三河広域連合監査委員
同

鈴 木 教 仁
早 川 喬 俊

定例監査の監査結果に基づく措置結果

部 名	課 名	公表 番号	区 分	指摘事項等（改善又は留意すべき事項）	措 置 結 果	措置通知 年月日
総務部	総務課	6-2	意見	東三河市町村長会議会場使用料において、地方自治法施行令第167条の2第1項第2号の規定により一者随意契約しているが、理由書の記載が不十分である。履行可能な者が一者に特定される場合には、誤解を招くことのないよう、その根拠を整理し理由を具体的に記載するなど、随意契約ガイドラインに基づき適切な事務処理に努められたい。	東三河市町村長会議については愛知県副知事、東三河総局長、新城設楽振興事務所長および東三河8市町村長、副市町村長を含む約50名程の出席者で構成する意見交換会を実施するため、予定した日時に、会議にふさわしい場と会議用備品（机、椅子、音響設備等）を備えた会場の確保が必要となる。また日程についても、令和7年4月4日東三河市町村幹事会において正式開催が決定となり、その時点で会場確保ができることとして、会場を選定したものである。 令和7年度は理由書において上記のとおり理由を具体的に記載した。 （※委託業務ではなく、使用料・賃借料）	R7.7.9
		6-2	意見	東三河ブランド推進事業実施委託業務は、2年連続で一者随意契約を行っている。業務仕様書には、ほの国東三河マルシェin新宿への参加者の交通費及び宿泊代に対する補助が事業費内に含まれているが、業務の妥当性、有効性を検証し事業成果が発揮されるよう効率的な事業推進に努められたい。	地域事業者にとって首都圏でのプロモーションは出展のハードルが高いことから、「ほの国東三河マルシェin新宿」出展者の交通費及び宿泊代に対する補助を事業内容に含めたものである。 東三河ブランド推進事業については、毎年度、東三河の市町村長で構成する市町村長会議をはじめ、各種会議で施策の妥当性、有効性など実施効果を検証し、見直しを行いながら取組を進めてきたところであり、今後も効果的な事業推進を図ることとしている。 なお、こうした見直しを踏まえ、「ほの国東三河マルシェin新宿」について令和7年度は開催しないこととした。	R7.7.9